

2021年4月

「ご契約のしおりー約款」の改定について

中途付加日・保障内容変更日が2021年6月1日となる特約につきましては、ご契約のしおりおよび特約条項の一部が改定となります。

次ページ以降をぜひご一読・ご確認のうえ、「ご契約のしおりー約款」および保険証券とあわせて保管ください。

＜改定の対象となる「ご契約のしおりー約款」＞

対象となる「ご契約のしおりー約款」	手続内容	作成年月
＜セレクト見直し用＞大樹セレクト	セレクト見直し	2020年10月

大樹生命保険株式会社
日本生命グループ[®]

※中途付加日・保障内容変更日が2021年6月1日となる特約用

《改定対象となる特約および改訂ページ一覧》

I. 新型コロナウイルス感染症に関連する法令の改正に伴う改定

冊子名	作成年月	改定対象となる特約	改訂ページ	
			ご契約のしおり	約款
<セレクト見直し用> 大樹セレクト	2020年 10月	災害割増特約016	61	514
		傷害特約016	62	
		積立保険特約016	114	
		死亡保障等条件付保険特約	-	
		医療保障等条件付保険特約	-	
		特定高度障害状態不担保特約	-	

II. 特約の消滅事由に関する規定の明確化に伴う改定

冊子名	作成年月	改定対象となる特約	改訂ページ	
			ご契約のしおり	約款
<セレクト見直し用> 大樹セレクト	2020年 10月	入院一時給付特約016	91	339
		生活習慣病医療特約016	93	350
		ガン医療特約016	95	365
		女性疾病医療特約016	99	381
		特定臓器治療特約016	100	396
		先進医療サポート特約016	103	404

I. 新型コロナウイルス感染症に関連する法令の改正に伴う改定

1. ご契約のしおり

ご契約のしおりに掲載されている〈お支払いの対象となる感染症〉の記載を次のとおりとします。

〈お支払いの対象となる感染症〉

- お支払いの対象となる感染症は、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中次の疾病に限ります。分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I CD-10（2013年版）準拠」によるものとします。
 - ◆ コレラ
 - ◆ 細菌性赤痢
 - ◆ ジフテリア
 - ◆ クリミア・コンゴ出血熱
 - ◆ エボラウイルス病
 - ◆ 重症急性呼吸器症候群〔SARS〕（ただし、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。）
 - ◆ 腸チフス
 - ◆ 腸管出血性大腸菌感染症
 - ◆ 急性灰白髄炎
 - ◆ マールブルグウイルス病
 - ◆ 痘瘡
 - ◆ パラチフスA
 - ◆ ペスト
 - ◆ ラッサ熱

(注) 新型コロナウイルス感染症*は、同感染症が次のいずれかに該当する期間中に、被保険者が死亡した場合または高度障害状態になった場合に限り、「お支払いの対象となる感染症」に含めます。

- (1) 感染症予防法*第6条第2項、第3項または第4項に感染性の疾病として掲げられていること
- (2) 感染症予防法第6条第7項第3号に掲げる感染性の疾病に該当していること
- (3) 感染症予防法第6条第8項に基づき政令により指定感染症として定められていること

* 新型コロナウイルス感染症

2020年7月3日時点の世界保健機関「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂（ICD-10）」におけるコードU07.1（コロナウイルス感染症2019、ウイルスが同定されたもの）をいいます。

* 感染症予防法

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」のことです。

※傷害特約016につきましては、「(注)」の中の「被保険者が死亡した場合または高度障害状態になった場合に限り」を「被保険者が死亡した場合に限り」と読み替えます。

2. 特約条項

特約条項に掲載されている「別表 対象となる感染症」を次のとおりとします。

別表

対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢 ^{せきり}	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ> ^{かいほくずいえん}	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡 ^{とうそう}	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕（ただし、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り。）	U04

（注） 新型コロナウイルス感染症（2020年7月3日時点の世界保健機関「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂（ICD-10）」におけるコードU07.1（コロナウイルス感染症 2019、ウイルスが同定されたもの）をいいます。）は、同感染症が次のいずれかに該当する期間中に、被保険者等が死亡した場合、高度障害状態になった場合または条件付保険特約等が付加された保険契約（特約を含みます。）の支払事由等に該当した場合に限り、「対象となる感染症」に含めるものとします。

- （1） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」といいます。）第6条第2項、第3項または第4項に感染性の疾病として掲げられていること
- （2） 感染症予防法第6条第7項第3号に掲げる感染性の疾病に該当していること
- （3） 感染症予防法第6条第8項に基づき政令により指定感染症として定められていること

II. 特約の消滅事由に関する規定の明確化に伴う改定

1. ご契約のしおり

- 〈1〉「Ⅲ. 6 (3) 入院一時給付特約016」における「ご注意」欄の2つ目の●の記載を次のとおりとします。(91ページ)

●ご契約に付加されている総合医療特約016が消滅した場合には、この特約も消滅します。ただし、総合医療特約016の消滅が保険期間満了による場合で、その保険期間満了の日の翌日に更新されるときには、この特約は消滅しません。

- 〈2〉「Ⅲ. 6 (4) 生活習慣病医療特約016」における「ご注意」欄の6つ目の●の記載を次のとおりとします。(93ページ)

●ご契約に付加されている総合医療特約016が消滅した場合には、この特約も消滅します。ただし、総合医療特約016の消滅が保険期間の満了による場合には、この特約は消滅しません*。

* この特約は消滅しません

総合医療特約016が有期型(年満期)の場合で、保険期間満了の際のご契約者からのお申し出により総合医療特約016が更新されないときには、この特約は消滅します。

- 〈3〉「Ⅲ. 6 (5) ガン医療特約016」における「ご注意」欄の6つ目の●の記載を次のとおりとします。(95ページ)

●ご契約に付加されている総合医療特約016およびガン治療サポート特約016のいずれもがご契約に付加されない状態となった場合には、この特約は消滅します。ただし、その付加されない状態が総合医療特約016またはガン治療サポート特約016の保険期間の満了による場合には、この特約は消滅しません*。

* この特約は消滅しません

総合医療特約016が有期型(年満期)の場合で、保険期間満了の際のご契約者からのお申し出により総合医療特約016が更新されないときには、この特約は消滅します。

- 〈4〉「Ⅲ. 6 (6) 女性疾病医療特約016」における「ご注意」欄の7つ目の●の記載を次のとおりとします。(99ページ)

●ご契約に付加されている総合医療特約016が消滅した場合には、この特約も消滅します。ただし、総合医療特約016の消滅が保険期間の満了による場合には、この特約は消滅しません*。

* この特約は消滅しません

総合医療特約016が有期型(年満期)の場合で、保険期間満了の際のご契約者からのお申し出により総合医療特約016が更新されないときには、この特約は消滅します。

〈5〉「Ⅲ. 6 (7) 特定臓器治療特約016」における「ご注意」欄の2つ目の●の記載を次のとおりとします。(100ページ)

●ご契約に付加されている総合医療特約016およびガン治療サポート特約016のいずれもがご契約に付加されない状態となった場合には、この特約は消滅します。ただし、その付加されない状態が総合医療特約016またはガン治療サポート特約016の保険期間の満了による場合には、この特約は消滅しません*。

* この特約は消滅しません

総合医療特約016が有期型(年満期)の場合で、保険期間満了の際のご契約者からのお申し出により総合医療特約016が更新されないときには、この特約は消滅します。

〈6〉「Ⅲ. 6 (8) 先進医療サポート特約016」における「ご注意」欄の5つ目の●の記載を次のとおりとします。(103ページ)

●ご契約に付加されている総合医療特約016およびガン治療サポート特約016のいずれもがご契約に付加されない状態となった場合には、この特約は消滅します。ただし、その付加されない状態が総合医療特約016またはガン治療サポート特約016の保険期間の満了による場合には、この特約は消滅しません*。

* この特約は消滅しません

総合医療特約016が有期型(年満期)の場合で、保険期間満了の際のご契約者からのお申し出により総合医療特約016が更新されないときには、この特約は消滅します。

2. 特約条項

〈1〉入院一時給付特約016の第10条(特約の消滅)を次のとおりとします。(339ページ)

第10条(特約の消滅)

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) この特約の入院一時給付金の支払回数が通算して30回に達したとき
- (2) 契約に付加されている総合医療特約016が消滅したとき。ただし、総合医療特約016の消滅が保険期間満了による場合で、その保険期間満了の日の翌日に更新される場合を除きます。

〈2〉生活習慣病医療特約016の第12条(特約の消滅)を次のとおりとします。(350ページ)

第12条(特約の消滅)

契約に付加されている総合医療特約016が消滅した場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。ただし、総合医療特約016の消滅が保険期間の満了による場合(契約者の申出により更新されない場合を除きます。)には、この特約は、消滅しないものとします。

〈3〉ガン医療特約016の第12条(特約の消滅)を次のとおりとします。(365ページ)

第12条(特約の消滅)

契約に付加されている総合医療特約016またはガン治療サポート特約016が消滅し、総合医療特約016およびガン治療サポート特約016のいずれもが契約に付加されない状態となった場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。ただし、その付加されない状態が総合医療特約016またはガン治療サポート特約016の保険期間の満了による場合(契約者の申出により更新されない場合を除きます。)には、この特約は、消滅しないものとします。

〈4〉 女性疾病医療特約016の第13条（特約の消滅）を次のとおりとします。（381ページ）

第13条（特約の消滅）

契約に付加されている総合医療特約016が消滅した場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。ただし、総合医療特約016の消滅が保険期間の満了による場合（契約者の申出により更新されない場合を除きます。）には、この特約は、消滅しないものとします。

〈5〉 特定臓器治療特約016の第9条（特約の消滅）を次のとおりとします。（396ページ）

第9条（特約の消滅）

契約に付加されている総合医療特約016またはガン治療サポート特約016が消滅し、総合医療特約016およびガン治療サポート特約016のいずれもが契約に付加されない状態となった場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。ただし、その付加されない状態が総合医療特約016またはガン治療サポート特約016の保険期間の満了による場合（契約者の申出により更新されない場合を除きます。）には、この特約は、消滅しないものとします。

〈6〉 先進医療サポート特約016の第10条（特約の消滅）を次のとおりとします。（404ページ）

第10条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) この特約の先進医療給付金の支払金額が通算して2000万円の給付限度に達したとき
- (2) 契約に付加されている総合医療特約016またはガン治療サポート特約016が消滅し、総合医療特約016およびガン治療サポート特約016のいずれもが契約に付加されない状態となったとき。ただし、その付加されない状態が総合医療特約016またはガン治療サポート特約016の保険期間の満了による場合（契約者の申出により更新されない場合を除きます。）には、本号の規定は適用しません。

大樹生命保険株式会社

〒100-8123 東京都千代田区大手町2-1-1

TEL:03-6831-8000(大代表)

<https://www.taiju-life.co.jp/>